

北海道告示第11229号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第7号に掲げるたら固定式刺し網漁業(日本海海域)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和5年9月1日

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可区分	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数			
たら固定式刺し網漁業	宗谷海域	別記のとおり	毎年、11月1日から翌年5月31日まで	8隻	20トン未満	宗谷総合振興局管内(天塩郡幌延町を除く。)に住所を有する者	(1)	<p>1 許可の有効期間は、令和5年11月1日から令和8年10月31日までとする。</p> <p>2 起業の認可の有効期間は、令和5年11月1日から令和6年10月31日までとする。 なお、北海道漁業調整規則第8条の規定による当該起業の認可に基づく許可の有効期間は、許可の日から1に掲げる許可の有効期間の満了の日までとする。</p> <p>3 申請書の提出先は、申請者の住所地を所管する総合振興局又は振興局産業振興部水産課とする。</p> <p>4 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 なお、(7)にあつては、漁業時期に5月1日から5月31日の期間を含む許可に適用し、それ以外の許可にあつては、(8)を(7)に読み替える。 (1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、〇〇総合振興局長又は〇〇振興局長を経由して知事に報告しなければならない。 (2)海中に敷設する漁具の長さは、各海域ごとに次のとおりでなければならない。 ア 石狩湾海域 10,000メートル以内 イ 留萌海域、留萌南部海域、留萌西部海域(1区及び2区) 6,000メートル以内 ウ 宗谷海域 12,000メートル以内 エ 武蔵堆海域、日本海北部海域、日本海中部海域 13,000メートル以内</p>
	留萌海域	別記のとおり	毎年、11月1日から翌年2月末日まで					
	留萌西部海域 1区	別記のとおり	毎年、11月1日から翌年5月31日まで					
	留萌西部海域 2区	別記のとおり	同上					
同上	宗谷海域	別記のとおり	毎年、11月1日から翌年5月31日まで	3隻	同上	同上	(2)	<p>(3)使用する刺し網の網目は、結節から結節までの長さは、80ミリメートル以上でなければならない。</p>
	日本海北部海域	別記のとおり	同上					
同上	宗谷海域	別記のとおり	毎年、11月1日から翌年5月31日まで	2隻	同上	同上	(3)	<p>[操業区域に宗谷海域を含む許可に適用] 使用する刺し網の網目は、結節から結節までの長さが、宗谷海域にあつては、75.7ミリメートル以上、宗谷海域以外の海域にあつては、80ミリメートル以上でなければならない。</p>
同上	留萌南部海域	別記のとおり	毎年、11月1日から翌年3月31日まで	9隻	20トン未満	留萌振興局管内に住所を有する者	(4)	
	留萌西部海域 2区	別記のとおり	毎年、11月1日から翌年5月31日までのうち、許可証に記載された操業期間					
同上	留萌南部海域	別記のとおり	毎年、11月1日から翌年2月末日まで	3隻	同上	同上	(5)	<p>(4)海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付けなければならない。 (5)夜間敷設する漁具には、浮標灯を付けなければならない。 (6)さけ・ます及びかに類(甲長8センチメートル以上のけがにの雄がに、ずわいがに、べにずわいがに、たらばがに及びあぶらがに)が採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (7)5月1日から5月31日までの間、なまこが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (8)知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。</p>
	留萌西部海域 2区	別記のとおり	毎年、11月1日から翌年5月31日までのうち、許可証に記載された操業期間					
同上	留萌南部海域	別記のとおり	毎年、11月1日から翌年2月末日まで	6隻	同上	同上	(6)	
	留萌西部海域 2区	別記のとおり	毎年、11月1日から翌年5月31日までのうち、許可証に記載された操業期間					
	日本海中部海域	別記のとおり	同上					

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可区分	備考	
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数				(6)漁業を営む者の資格
たら固定式刺し網漁業	石狩湾海域	別記のとおり	毎年、11月1日から翌年5月31日まで	2隻	20トン未満	後志総合振興局管内に住所を有する者	令和5年9月1日から同年10月2日まで	(7)	<p>2 留萌南部海域、留萌西部海域2区、石狩湾海域又は日本海中部海域を操業区域とする許可(当該海域が重複する場合を含み、当該海域以外の海域を含む場合は除く。)であって、使用船舶が20トン未満、かつ漁業時期が11月1日から翌年3月31日までの許可の場合、上記の(2)及び(6)以下を次のとおりとする。</p> <p>(2)海中に敷設する漁具の長さは、各海域ごとに次のとおりでなければならない。ただし、2海域以上で操業する場合は合計で10,000メートルを超えてはならない。</p> <p>ア 石狩湾海域、日本海中部海域 10,000メートル以内</p> <p>イ 留萌南部海域、留萌西部海域2区 6,000メートル以内</p> <p>(6)さけ・ます及びかに類(甲長8センチメートル以上のけがにの雄がに、ずわいがに、べにずわいがに、たらばがに及びあぶらがに)が採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。ただし、次に掲げるかに類の合計が1航海につき100尾以内の場合はこの限りでない。</p> <p>ア 甲幅10センチメートル以上のずわいがにの雄がに</p> <p>イ 甲幅13センチメートル以上のたらばがにの雄がに</p> <p>ウ 甲幅13センチメートル以上のあぶらがにの雄がに</p> <p>エ 甲長8センチメートル以上のけがにの雄がに</p> <p>(7)かに類は、必ず一度に全量を陸揚げし、すべて荷受機関の計量を受けなければならない。</p> <p>(8)知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。</p>
	宗谷海域	別記のとおり	同上						
	留萌西部海域 1区	別記のとおり	同上						
	留萌西部海域 2区	別記のとおり	同上						
	日本海北部海域	別記のとおり	同上						
	日本海中部海域	別記のとおり	同上						
	留萌海域	別記のとおり	毎年、11月1日から翌年2月末日まで						
	留萌南部海域	別記のとおり	同上						
同上	石狩湾海域	別記のとおり	毎年、11月1日から翌年5月31日まで	2隻	同上	同上		(8)	
	留萌西部海域 1区	別記のとおり	同上						
	留萌西部海域 2区	別記のとおり	同上						
	日本海北部海域	別記のとおり	同上						
	日本海中部海域	別記のとおり	同上						
	留萌海域	別記のとおり	毎年、11月1日から翌年2月末日まで						
	留萌南部海域	別記のとおり	同上						
	武蔵堆海域	別記のとおり	同上						

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可区分	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数			
たら固定式刺し網漁業	宗谷海域	別記のとおり	毎年、11月1日から翌年5月31日まで	2隻	20トン未満	後志総合振興局管内に住所を有する者	(9)	令和5年9月1日から同年10月2日まで
	留萌西部海域 1区	別記のとおり	同上					
	留萌西部海域 2区	別記のとおり	同上					
	日本海北部海域	別記のとおり	同上					
	日本海中部海域	別記のとおり	同上					
	留萌海域	別記のとおり	毎年、11月1日から翌年2月末日まで					
	留萌南部海域	別記のとおり	同上					
	武蔵堆海域	別記のとおり	同上					
同上	石狩湾海域	別記のとおり	毎年、11月1日から翌年5月31日まで	2隻	同上	同上	(10)	
	留萌西部海域 1区	別記のとおり	同上					
	留萌西部海域 2区	別記のとおり	同上					
	日本海北部海域	別記のとおり	同上					
	日本海中部海域	別記のとおり	同上					
	留萌海域	別記のとおり	毎年、11月1日から翌年2月末日まで					
	留萌南部海域	別記のとおり	同上					

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可区分	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数			
たら固定式刺し網漁業	石狩湾海域	別記のとおり	毎年、11月1日から翌年5月31日まで	4隻	20トン未満	後志総合振興局管内に住所を有する者	令和5年9月1日から同年10月2日まで	(11)
	日本海北部海域	別記のとおり	同上					
	日本海中部海域	別記のとおり	同上					
同上	日本海北部海域	別記のとおり	毎年、11月1日から翌年5月31日まで	1隻	同上	同上		
同上	日本海中部海域	別記のとおり	同上					
同上	武蔵堆海域	別記のとおり	毎年、11月1日から翌年2月末日まで					
同上	石狩湾海域	別記のとおり	毎年、11月1日から翌年5月31日までのうち、許可証に記載された操業期間	22隻	同上	同上	(13)	
同上	日本海中部海域	別記のとおり	毎年、11月1日から翌年5月31日までのうち、許可証に記載された操業期間					1隻

別記 操業区域

1. 石狩湾海域

石狩市と増毛町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から297度10分の線、神威岬突端から19度の線及び最大高潮時海岸線により囲まれた海域。ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。

2. 留萌海域

幌延町と豊富町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から261度30分の線、次の点1と点2を結んだ線、北緯44度40.1分の線及び最大高潮時海岸線により囲まれた海域。ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。

- 点1 幌延町と豊富町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から261度30分の線と東経140度54.8分の線との交点
- 点2 北緯44度40.1分、東経140度54.8分の点

3. 留萌南部海域

北緯44度40.1分の線、次の点1と点2を結んだ線、点2と点3を結んだ線、東経140度39.8分の線、石狩市と増毛町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から297度10分の線及び最大高潮時海岸線により囲まれた海域。ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。

- 点1 北緯44度40.1分、東経140度44.8分の点
- 点2 北緯44度25.1分、東経140度44.8分の点
- 点3 北緯44度25.1分、東経140度39.8分の点

4. 留萌西部海域 1区

幌延町と豊富町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から261度30分の線、次の点1から点5を順次に結んだ線及び東経140度39.8分の線により囲まれた海域のうち、北緯44度40.1分の線以北の海域。ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。

- 点1 幌延町と豊富町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から261度30分の線と東経140度54.8分の線との交点
- 点2 北緯44度40.1分、東経140度54.8分の点
- 点3 北緯44度40.1分、東経140度44.8分の点
- 点4 北緯44度25.1分、東経140度44.8分の点
- 点5 北緯44度25.1分、東経140度39.8分の点

5. 留萌西部海域 2区

幌延町と豊富町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から261度30分の線、次の点1から点5を順次に結んだ線及び東経140度39.8分の線により囲まれた海域のうち、北緯44度40.1分の線以南の海域。ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。

点1 幌延町と豊富町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から261度30分の線と東経140度54.8分の線との交点

点2 北緯44度40.1分、東経140度54.8分の点

点3 北緯44度40.1分、東経140度44.8分の点

点4 北緯44度25.1分、東経140度44.8分の点

点5 北緯44度25.1分、東経140度39.8分の点

6. 宗谷海域

幌延町と豊富町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から261度30分の線以北、東経140度39.8分の線以东、西能登呂岬突端と宗谷岬突端を結ぶ線以西の海域のうち、我が国領海及び排他的経済水域内の海域。ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。

7. 武蔵堆海域

北緯44度20.1分の線、東経139度49.8分の線、北緯45度0.1分の線及び東経140度39.8分の線により囲まれた海域

8. 日本海北部海域

せたな町と島牧村との界茂津多岬突端から297度30分の線以北、東経140度39.8分の線以西、同線上石狩市と増毛町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から297度10分の線の交点より神威岬突端に至る線以西の海域のうち、我が国領海及び排他的経済水域内の海域。ただし、武蔵堆海域、日本海中部海域及び共同漁業権の漁場区域を除く。

9. 日本海中部海域

北緯44度20.1分の線、東経140度9.8分の線、神威岬正西の線、神威岬突端から19度の線及び東経140度39.8分の線により囲まれた海域。ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。